

# 重層的支援体制整備事業と 都の自治体後方支援について



東京都福祉局生活福祉部企画課

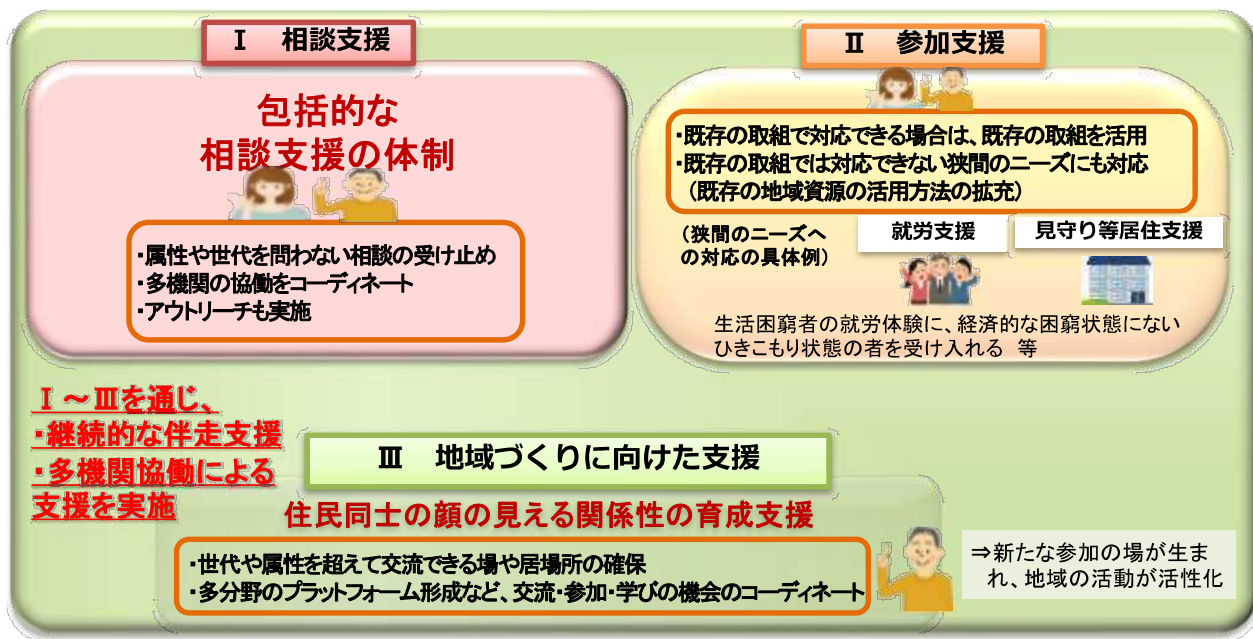
# 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。  
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

## 事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

## 重層的支援体制整備事業の全体像



## 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

### 現行の仕組み

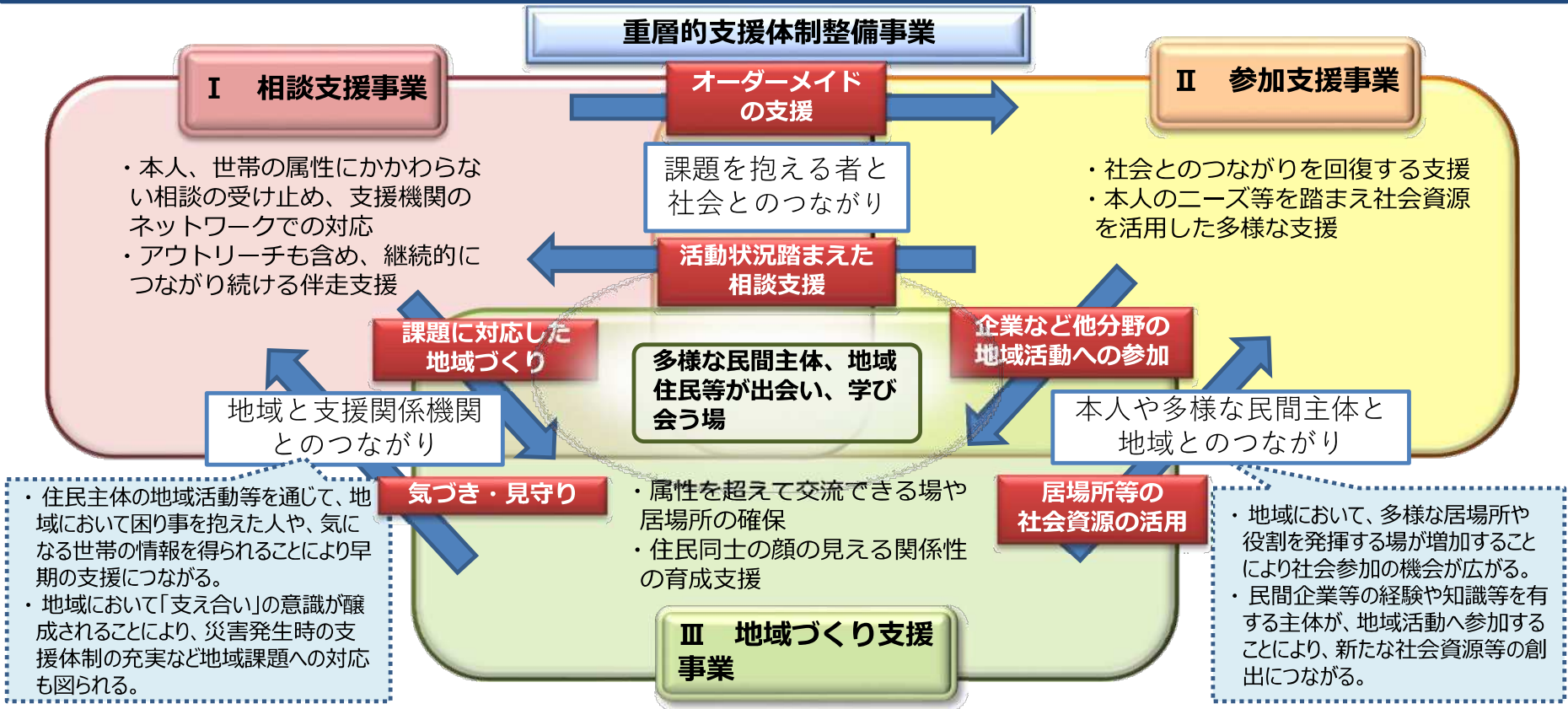
- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

### 重層的支援体制

属性・世代を問わない  
相談・地域づくりの実施体制

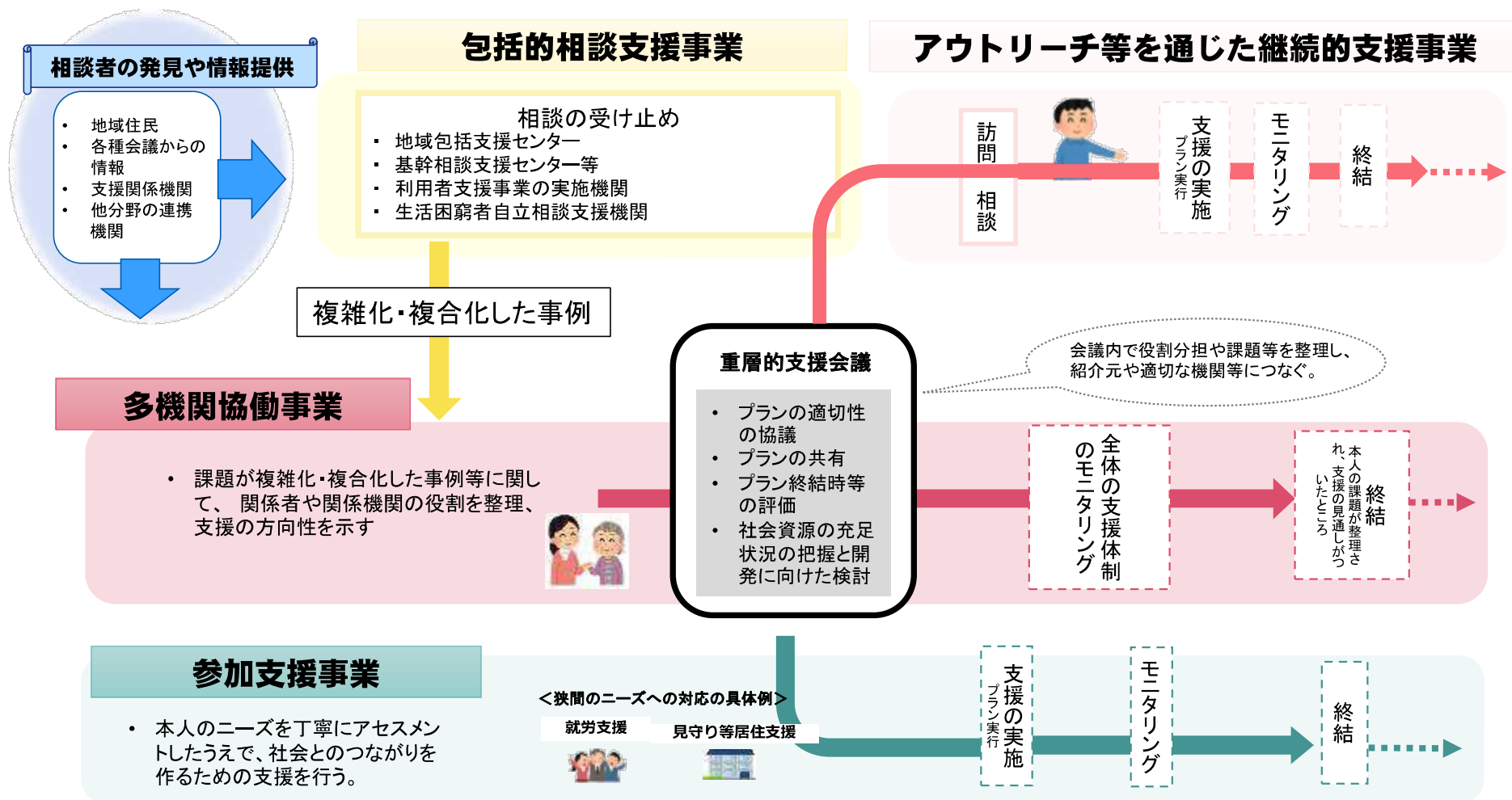
# 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
  - 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。（相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実）
  - 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（地域資源の開拓）
  - 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりがやすくなる。（地域の支え合い）
- 多様なつながりが生まれやすくなる環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。



# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

# 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(社会福祉法第106条の4)

## 地域共生社会の実現 (第4条第1項)

### 地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携  
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

### 包括的な支援体制の整備

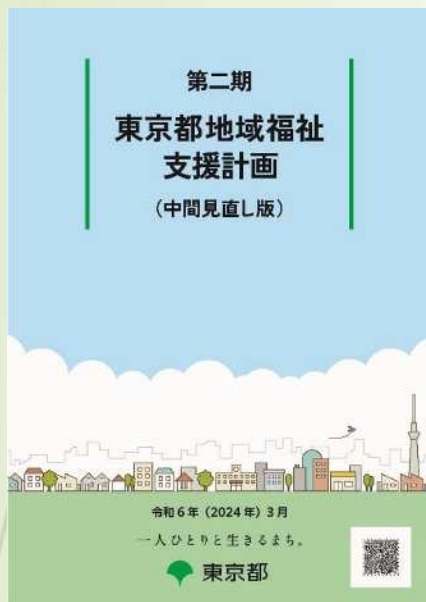
(第106条の3)

### 重層的支援体制整備事業

(第106条の4)



# 重層的支援体制整備事業の推進に向けて



## 【都における取組の方向性】

- 都内全域で地域福祉を推進するため、この計画に基づき、区市町村を支援する施策を展開します。
- 区市町村による、地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を進めるため、都は、ヒアリング等により都内区市町村の実態を把握し、好事例の普及を進めます。
- 区市町村や事業者が、様々な資源を活用し、包括的な相談・支援体制の整備を進めることができるよう、情報提供等の支援を行います。
- **重層的支援体制整備事業について、実施や実施を検討している区市町村に対し、包括的な支援体制を構築するための方策として、事業の実施や検討が円滑に行われるよう、区市町村のニーズに応じた支援を実施するとともに、情報提供や助言を行います。また、重層的支援体制整備事業に対する地域住民等への理解と普及を図ります。**

**重層的支援体制整備促進事業**

**(重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業) の実施**



東京都主催 地域福祉の推進に向けたシンポジウム

# 自治体ごとの包括的な支援体制づくりに向けて －東京で進める重層的支援体制の整備－



東京都では、地域の支え合いを育む、都民の安心した暮らしを支える、地域福祉を支えるの3つをテーマとする東京都地域福祉支援計画を策定し、区市町村の地域福祉の推進を支援しています。

区市町村は、社会福祉法（第106条の3）において、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努めることとされており、国は、こうした区市町村における包括的な支援体制を構築するための方策として、令和3年4月に「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

都では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、本シンポジウムの開催等を通じて、区市町村における重層的支援体制の整備や取組の充実について支援していきます。

## 日時

令和6年5月21日（火曜日） 13時30分～17時30分（13時～入場可）

## 開催場所

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター7階 ホール7B（JR市ヶ谷駅から徒歩1分）  
<https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-ichigaya/access/>

## 内容

- |   |   |
|---|---|
| 開会  | 東京都福祉局生活福祉部企画課                                      |
| ▶ 厚生労働省説明   | 高坂 文仁 氏<br>厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室<br>室長補佐        |
| ▶ 東京都事業説明   | 藤原 章雄<br>東京都福祉局生活福祉部企画課課長代理（計画調整担当）                 |
| ▶ 講演 「街の幸福度」No,1の埼玉県鳩山町、人口1万3000人の小さなまちが取り組む重層的支援体制整備事業 | 齋藤 芸路 氏<br>埼玉県比企郡鳩山町長寿福祉課介護保険担当主幹                   |
| ▶ 講演 “医療だけでは健康になれない” “社会とのつながり”を処方する「社会的処方」             | 西 智弘 氏<br>一般社団法人プラスケア代表理事<br>福島 沙紀 氏<br>一般社団法人プラスケア |
| ▶ 情報交換会   | 重層的支援体制整備事業の取組についてグループで情報交換                         |
| 閉会  | 小林 良二 氏<br>東京都地域福祉支援計画推進委員会委員長                      |

# 重層的支援体制整備促進事業

## （重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業）

- 都が実施主体（社会福祉法人 東京都社会福祉協議会へ委託）
- 事業期間 令和6年度～令和8年度（3年間）
- 事業内容
  - （1）体制構築に係る手法の分析と展開
    - ア 自治体・社協アンケート調査
    - イ 新規実施自治体ヒアリング（訪問調査）（5自治体）
    - ウ 未実施自治体への支援
      - ①支援ニーズを調査するための訪問ヒアリング
      - ②地域の関係者を交えた学習会の企画提案
      - ③庁内勉強会の企画提案
      - ④支援ニーズを踏まえ、自治体または社協が主催する学習会に学識経験者、社協職員、東社協職員等を派遣するほか、都職員、都を通じて厚生労働省職員、実施自治体職員を勉強会に派遣
      - ⑤アフターフォローのための訪問
  - （2）事例発表（報告）会（5月・2月）
  - （3）先行自治体情報交換会（7月）（23自治体）
  - （4）報告集の作成



# 令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）①

都道府県名	市町村名
北海道	小樽市
	旭川市
	登別市
	七飯町
	京極町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
	厚真町
	音更町
	鹿追町
	大樹町
	広尾町
	幕別町
青森県	鱒ヶ沢町
	藤崎町
	大鰐町
	田舎館村
	板柳町
岩手県	盛岡市
	遠野市
	釜石市
	矢巾町
宮城県	岩泉町
	仙台市
秋田県	涌谷町
	能代市
	大館市
	湯沢市
	鹿角市
	由利本荘市
	大仙市
	にかほ市
	井川町
	大瀧村
山形県	山形市
	天童市

都道府県名	市町村名
福島県	福島市
	郡山市
	須賀川市
	川俣町
茨城県	土浦市
	古河市
	那珂市
	東海村
栃木県	宇都宮市
	栃木市
	那須塩原市
	さくら市
	那須烏山市
	下野市
	市貝町
	壬生町
	野木町
	高根沢町
	那珂川町
群馬県	太田市
	館林市
	みどり市
	上野村
	みなかみ町
埼玉県	玉村町
	川越市
	川口市
	行田市
	狭山市
	草加市
	越谷市
	桶川市
	北本市
	ふじみ野市
川島町	
鳩山町	

都道府県名	市町村名	
千葉県	市川市	
	船橋市	
	木更津市	
	松戸市	
	野田市	
	柏市	
	市原市	
	流山市	
	君津市	
	浦安市	
	袖ヶ浦市	
	香取市	
	東京都	中央区
		墨田区
		目黒区
		大田区
世田谷区		
渋谷区		
中野区		
杉並区		
豊島区		
葛飾区		
江戸川区		
八王子市		
立川市		
三鷹市		
青梅市		
調布市		
小平市		
国分寺市		
国立市		
狛江市		
多摩市		
稲城市		
西東京市		

都道府県名	市町村名
神奈川県	鎌倉市
	藤沢市
	小田原市
	茅ヶ崎市
	逗子市
	秦野市
	厚木市
新潟県	新潟市
	柏崎市
	村上市
	関川村
富山県	富山市
	高岡市
	氷見市
	南砺市
	射水市
	舟橋村
石川県	金沢市
	小松市
	能美市
福井県	福井市
	敦賀市
	鯖江市
	あわら市
	越前市
	坂井市
山梨県	美浜町
	山梨市
	甲州市

都道府県名	市町村名
長野県	長野市
	松本市
	岡谷市
	飯田市
	伊那市
	駒ヶ根市
	下諏訪町
	富士見町
	原村
	松川町
	飯綱町
岐阜県	岐阜市
	大垣市
	関市
	恵那市
	美濃加茂市
	海津市
静岡県	静岡市
	浜松市
	熱海市
	富士宮市
	富士市
	伊豆市
	伊豆の国市
	函南町
	長泉町
小山町	

# 令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）②

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
愛知県	名古屋市	滋賀県	彦根市	兵庫県	姫路市	岡山県	岡山市	福岡県	福岡市	大分県	大分市
	豊橋市		長浜市		尼崎市		総社市		大牟田市		中津市
	岡崎市		近江八幡市		明石市		美作市		久留米市		臼杵市
	一宮市		草津市		芦屋市		西粟倉村		八女市		津久見市
	半田市		守山市		伊丹市	広島市	大川市		竹田市		
	春日井市		栗東市		川西市	呉市	小郡市		杵築市		
	豊川市		甲賀市		養父市	竹原市	古賀市		宇佐市		
	豊田市		野洲市	加東市	三原市	うきは市	九重町				
	犬山市		湖南市	奈良市	尾道市	糸島市	玖珠町				
	稲沢市		高島市	桜井市	福山市	岡垣町	宮崎県		都城市		
	新城市		東近江市	宇陀市	大竹市	大刀洗町			延岡市		
	東海市		米原市	三郷町	東広島市	佐賀県		佐賀市	小林市		
	大府市		竜王町	田原本町	廿日市市	長崎県		長崎市	日向市		
	知多市		京都市	高取町	海田町			五島市	三股町		
	岩倉市	亀岡市	王寺町	坂町	熊本県	山鹿市	都農町				
	豊明市	長岡京市	吉野町	山口県		山鹿市	門川町				
	日進市	精華町	大淀町	宇部市		菊池市	鹿児島県	鹿児島市			
	田原市	堺市	川上村	山口市		合志市		鹿屋市			
	みよし市	豊中市	和歌山市	長門市		大津町		中種子町			
	長久手市	高槻市	橋本市	周南市		菊陽町		大和村			
阿久比町	貝塚市	鳥取市	小松島市	御船町	和泊町						
東浦町	枚方市	米子市	香川県	高松市							
美浜町	茨木市	倉吉市	愛媛県	さぬき市	宇和島市						
武豊町	八尾市	智頭町		綾川町	愛南町						
三重県	四日市市	富田林市		琴平町	高松市	高知市					
	伊勢市	河内長野市	八頭町	高松市	安芸市						
	松阪市	箕面市	湯梨浜町	高松市	四万十市						
	桑名市	柏原市	琴浦町	高松市	本山町						
	鈴鹿市	高石市	北栄町	高松市	いの町						
	名張市	高石市	江府町	高松市	中土佐町						
	名張市	東大阪市	松江市	高松市	黒潮町						
	亀山市	交野市	出雲市								
	鳥羽市	大阪狭山市	大田市								
	いなべ市	阪南市	江津市								
	志摩市	熊取町	美郷町								
伊賀市	太子町	吉賀町									
御浜町											

346自治体

地域共生社会の在り方検討会議（第1回）	
令和6年6月27日	資料2

# 地域共生社会の在り方検討会議での 「議論の視点（案）」等について

## 本検討会議での議論の視点（案）①

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

### ①地域共生社会の実現に向けた取組について

- 包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について
  - ・ 包括的支援体制整備と重層事業の関係性
  - ・ 包括的支援体制整備における都道府県の役割
- 重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について
  - ・ 重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計
  - ・ 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係
- 分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について
  - ・ 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
  - ・ 災害時の被災者支援との連携

### ②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について

- 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援の在り方について
  - ・ 生活上の課題（身元保証、日常生活支援、死後事務の処理等）について、既存の各施策も踏まえた、必要な支援の在り方（相談対応、資力がない者への対応など）
- 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方について
  - ・ 地域におけるネットワーク構築の推進の方策等
  - ・ 他制度における地域ネットワーク体制との連携・協働の在り方

## 本検討会議での議論の視点（案）②

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

### ③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について

- 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等について
  - ・ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
  - ・ 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

### ④その他の論点について

- その他
  - ・ 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等

# 想定される今後のスケジュール（案）

本検討会議としては、令和7年度夏頃を目途に一定の結論を得ることを想定。

## 令和6年度

---

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 第1回（6月27日）           | ・事務局からの、関係施策に関する現状報告<br>・今後の主な論点とスケジュール案について |
| 第2回～年末頃<br>（月1回程度開催） | ・有識者・自治体等からのヒアリング等                           |
| 令和6年度末まで             | ・中間的な論点整理を実施                                 |

## 令和7年度

---

- |         |              |
|---------|--------------|
| 4月～夏頃まで | ・とりまとめに向けた議論 |
| 令和7年夏目途 | ・検討会議とりまとめ   |
| 令和7年夏以降 | ・関係審議会での議論   |